

沼津市総合評価競争入札試行要領

平成 19 年 7 月 12 日副市長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要領は、沼津市が発注する建設工事に関して、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 10 の 2 第 1 項及び第 2 項（政令第 167 条の 13 において準用する場合を含む。）の規定により落札者を決定する競争入札（以下「総合評価競争入札」という。）を試行的に実施するため必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第 2 条 市長は、建設工事のうち、入札者が提示する性能、機能、技術等（以下「提示性能等」という。）と入札価格を総合的に評価することがふさわしいものを総合評価競争入札の対象工事として選定するものとする。

(落札者決定基準)

第 3 条 市長は、総合評価競争入札を行おうとするときは、政令第 167 条の 10 の 2 第 3 項（政令第 167 条の 13 において準用する場合を含む。）の規定により、あらかじめ、当該総合評価競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が市にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めるものとする。

2 落札者決定基準は、評価基準、評価方法、落札者の決定方法等について定めるものとする。

(評価基準)

第 4 条 評価基準は、提示性能等に係る評価項目、得点配分等を定めるものとする。

2 評価項目は、工事特性、地域特性等を勘案し、市にとって最も有利な調達となるよう適切に設定する。

3 得点配分は、提示性能等が必ず満たさなければならない要件（以下「必須要件」という。）において最低限の要求要件を満たしている場合に与えられる点（以下「標準点」という。）及び提示性能等の評価に応じて与える得点（以下「加算点」という。）を工事における必要性及び重要性に基づき適切に設定する。

(評価の方法)

第 5 条 評価は、標準点及び加算点の合計（以下「評価点」という。）を当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

(落札者決定基準を定める際の手続)

第 6 条 市長は、落札者決定基準を定めるに当たり、落札者決定基準の案について、沼津市建設業者指名委員会（以下「指名委員会」という。）の審議を経るものとする。

2 市長は、前項の規定により審議を経た落札者決定基準の案について、政令第 167 条

の10の2第4項の規定により、2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

3 市長は、前項の規定による意見の聴取において、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて学識経験者の意見を聴く必要があるかどうかについて学識経験者の意見を聴くものとする。

4 市長は、第2項の規定による意見の聴取により、学識経験者から意見が出された場合には、当該意見の取扱いを指名委員会に諮るものとする。

(入札の公告及び通知)

第7条 市長は、総合評価競争入札を実施しようとするときは、沼津市契約規則(昭和52年沼津市規則第21号)第6条第1項各号に掲げる事項のほか、次の事項を公告し、又は入札者として指名したものに通知するものとする。

(1) 総合評価競争入札による旨

(2) 当該総合評価競争入札に係る落札者決定基準

(提示性能等の提出及び審査)

第8条 市長は、総合評価競争入札の実施に当たっては、あらかじめ、期日を定めて入札参加者に提示性能等を求めるものとする。

2 前項の規定により提示性能等の提出があったときは、市長は、これを審査し、その採否を決定し、評価点を算出するものとする。

3 市長は、前項の規定による提示性能等の採否の決定及び評価点の算出に当たっては、当該提示性能等の実現性及び有効性を確認し、必要があると認めるときは、入札参加者に説明を求めるものとする。

4 市長は、総合評価競争入札の対象工事が、技術的に難度の高いものであるときは、提示性能等の採否及び算出した評価点について、2人以上の学識経験者の意見を聴くものとする。

5 市長は、前項に規定する意見聴取の結果を考慮して提示性能等の採否及び評価点を決定するときは、指名委員会の審議を経るものとする。

(提示性能等の不採用)

第9条 市長は、前条の規定による審査の結果、提示性能等を不採用としたときは、その理由を記載のうえ当該入札参加者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた入札参加者は、当該決定に異議があるときは、書面により、市長に対し説明を求めることができる。

(落札者決定の方法)

第10条 市長は、次の各号いずれにも該当する入札者のうち、評価値の最も高いものを落札予定者とする。

(1) 入札価格が予定価格の範囲内にあること。

(2) 入札に係る提示性能等が、必須要件において最低限の要求要件を満たしていること。

(3) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値を下回っていないこと。

(4) 次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。

ア その者の申込みに係る価格によってはその者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあること。

イ その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不適當であること。

2 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札予定者を定める。

3 市長は、第6条第3項の規定による意見の聴取により、落札者の決定に際し改めて学識経験者の意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

4 市長は、前項の規定による意見聴取の結果を考慮し、落札者を決定するものとする。ただし、意見聴取の結果、学識経験者から異議があるときは、指名委員会の審議に付し、落札者を決定するものとする。

(学識経験者からの意見聴取の方法)

第11条 第6条第2項、第8条第4項及び前条第3項の規定による学識経験者の意見聴取は、静岡県が設置する建設部総合評価審査委員会に依頼し行うものとする。

(情報の公開)

第12条 市長は第10条第4項の規定により決定した落札者と契約を締結したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を閲覧に供するものとする。

(1) 契約の相手方

(2) 入札者の入札価格

(3) 入札者の評価の状況

付 則

この要領は、副市長決裁の日、平成19年7月12日から施行する。

付 則

この要領は、副市長決裁の日、平成20年5月27日から施行する。